

(案)

東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領

新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p data-bbox="392 343 887 375">東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領</p> <p data-bbox="745 422 1113 1120">平成28年2月22日 27都市住民第1445号 改正 平成29年3月28日 28都市住民第1629号 改正 令和元年6月13日 31住住民第478号 改正 令和元年8月26日 31住住民第723号 改正 令和5年3月31日 4住民安第611号 改正 令和6年9月12日 6住民安第403号 改正 令和7年4月15日 6住民安第1072号 改正 令和7年5月16日 7住民安第130号 <u>改正 令和8年4月22日</u> <u>8住民安第221号</u></p> <p data-bbox="165 1208 573 1278">第1章 共通事項 第1及び第2 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="165 1326 589 1396">第2章 集合住宅 第3 こどもすくすく住宅の要件</p> <p data-bbox="165 1406 1113 1476">こどもすくすく住宅として認定を受けるための要件は、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="199 1482 1113 1552">(1) 分譲又は賃貸の集合住宅であること。<u>ただし、ウィークリーマンション、マンスリーマンションなど短期賃貸借物件や住宅宿泊事業の用に</u></p> | <p data-bbox="1361 343 1856 375">東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領</p> <p data-bbox="1713 422 2080 1040">平成28年2月22日 27都市住民第1445号 改正 平成29年3月28日 28都市住民第1629号 改正 令和元年6月13日 31住住民第478号 改正 令和元年8月26日 31住住民第723号 改正 令和5年3月31日 4住民安第611号 改正 令和6年9月12日 6住民安第403号 改正 令和7年4月15日 6住民安第1072号 改正 令和7年5月16日 7住民安第130号</p> <p data-bbox="1137 1208 1404 1278">第1章 共通事項 第1及び第2 (略)</p> <p data-bbox="1137 1326 1561 1396">第2章 集合住宅 第3 こどもすくすく住宅の要件</p> <p data-bbox="1137 1406 2085 1476">こどもすくすく住宅として認定を受けるための要件は、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1171 1482 1697 1514">(1) 分譲又は賃貸の集合住宅であること。</p> |

(案)

| | |
|---|--|
| <p><u>供する住宅として利用する集合住宅は除く。</u> (2)から(6)まで (現行のとおり)</p> <p>第4及び第5 (現行のとおり)</p> <p>第3章 戸建住宅 第6 こどもすくすく住宅の要件 こどもすくすく住宅として認定を受けるための要件は、次に定めるところによる。 (1) 分譲又は賃貸の戸建住宅であること。<u>ただし、短期賃貸借物件や住宅宿泊事業の用に供する住宅として利用する戸建住宅は除く。</u> (2)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>第7及び第8 (現行のとおり)</p> <p>第4章 (現行のとおり)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年2月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年8月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月7日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年9月12日から施行する。</p> | <p>(2)から(6)まで (略)</p> <p>第4及び第5 (略)</p> <p>第3章 戸建住宅 第6 こどもすくすく住宅の要件 こどもすくすく住宅として認定を受けるための要件は、次に定めるところによる。 (1) 分譲又は賃貸の戸建住宅であること。 (2)から(5)まで (略)</p> <p>第7及び第8 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年2月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年8月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月7日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年9月12日から施行する。</p> |
|---|--|

(案)

附 則

この要領は、令和7年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月16日から施行する。

(案)

別表1 (現行のとおり)

別表2-1

項目1 (現行のとおり)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | |
|--|--|--------|----------|------|----------|-------|----------|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 |
| | | | | | | | |
| 2 転落防 止 ・落下 物によ る危険 防止 | <p>(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。</p> <p>ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段（開放されている側に限る）</p> <p>(7) 原則床面（階段にあっては踏面の先端）から1,100mm以上（1,200mm推奨）に達するよう設けられていること。</p> <p>(4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）には、足がかりとなりにくい措置を講じること。</p> <p>イ 転落防止のための手すりの手すり子や手すりと床の隙間等で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm（90mm推奨）以下であること。</p> | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | <p>(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上（1,200mm推奨）の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。</p> | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | <p>(3) バルコニーに面する住宅の窓には、錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。</p> | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | <p>(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じていること。</p> | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |

別表1 (略)

別表2-1

項目1 (略)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | |
|--|---|--------|----------|------|----------|-------|----------|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 |
| | | | | | | | |
| 2 転落防 止 ・落下 物によ る危険 防止 | <p>(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。</p> <p>ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段（開放されている側に限る）</p> <p>(7) 原則床面（階段にあっては踏面の先端）から1,100mm以上（1,200mm推奨）に達するよう設けられていること。</p> <p>(4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）には、足がかりとなりにくい措置を講じること。</p> <p>イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm（90mm推奨）以下であること。</p> | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | <p>(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上（1,200mm推奨）の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。</p> | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | <p>(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。</p> | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | <p>(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じていること。</p> | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |

(案)

| | | | | | | | | |
|---|-----------|--|----------|----------|----------|----------|----|-----|
| 3 | シックハウス対策 | 各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、JIS（日本産業規格）又はJAS（日本農林規格）のF☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）とする。 | 必須 | 必須※1 | 必須 | 必須※1 | 必須 | 必須※ |
| | | (1) 防犯対策用の鍵を使用する。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | (2) 玄関の外側に室内との通話機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| 4 | 防犯対策 | (3) バルコニー等に面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、避難計画支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、錠付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。 | | | | | | |
| | | (1) 防犯対策用の鍵を使用する。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | (2) 玄関の外側に室内との通話機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| 5 | 界床の防音性の確保 | (1) 界床の仕様は次のいずれかとする。 ア 床スラブ厚が200mm以上（既存住宅にあっては、150mm以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1418-2（建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法）による床衝撃音レベルに対して、JIS A 1419-2（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による床衝撃音遮断性能 Li,r,H-55 等級相当以上とする。 | 必須 ※2 | 選択 ※2 | 選択 ※2 | 選択 ※2 | | |
| | | (2) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (1) 界壁の仕様は次のいずれかとする。 ア 界壁の厚みが180mm以上（既存住宅にあっては、150mm以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による音響透過損失等級 Rr-50 等級相当以上とする。 | 必須 ※3 | 選択 ※3 | 選択 ※3 | 選択 ※3 | | |
| 6 | 界壁の防音性の確保 | (2) コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 また、当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (1) 界壁の仕様は次のいずれかとする。 ア 界壁の厚みが180mm以上（既存住宅にあっては、150mm以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による音響透過損失等級 Rr-50 等級相当以上とする。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (2) コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 また、当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

(案)

| | | | | | | | | |
|---|----------------|---|----------|----|----|----|--|--|
| | | (3) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| 7 | 開口部の防音性の確保 | サッシ等の開口部 | | | | | | |
| | | JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能 T-1 等級相当以上の材料を使用する。 | 必須 ※4 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能 T-2 等級相当以上の材料を使用する。 | 選択 | - | - | - | | |
| 8 | 抗菌、防カビ、抗ウイルス対応 | SIAA の基準を満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、抗菌、防カビ、抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

※1 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあつては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

※2 木造住宅の場合、アドバンスモデルでは該当する部分はないものとし、セレクトモデルでは選択できないものとする。

※3 木造住宅の場合、アドバンスモデルでは該当する部分はないものとし、セレクトモデルでは選択できないものとする。

※4 遮音性能 T-2 等級相当以上の材料を使用する場合、該当する部分はないものとする。

別表 2-2
項目 1 及び項目 2 (現行のとおり)

| 項目 | 基準 | アドバンス | | セレクト | | セーフティ | | |
|----|----|--|----------|------|----------|-------|----------|----|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | |
| 3 | 浴室 | (1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床 1,400 mm 以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | (2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (4) 呼び出しチャイムの設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイムを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

| | | | | | | | | |
|---|----------------|---|----------|----|----|----|--|--|
| | | (3) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| 7 | 開口部の防音性の確保 | サッシ等の開口部 | | | | | | |
| | | JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能 T-1 等級相当以上の材料を使用する。 | 必須 ※2 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能 T-2 等級相当以上の材料を使用する。 | 選択 | - | - | - | | |
| 8 | 抗菌、防カビ、抗ウイルス対応 | SIAA の基準を満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、抗菌、防カビ、抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

※1 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあつては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

※2 遮音性能 T-2 等級相当以上の材料を使用する場合、該当する部分はないものとする。

別表 2-2
項目 1 及び項目 2 (略)

| 項目 | 基準 | アドバンス | | セレクト | | セーフティ | | |
|----|----|--|----------|------|----------|-------|----------|----|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | |
| 3 | 浴室 | (1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床 1,400 mm 以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | (2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (4) 呼び出しチャイムの設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイムを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

(案)

| | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------|----|----|----|--|--|--|--|
| | | (5) 広さの確保 | | | | | | | | |
| | | 内法で短辺 1,200mm 以上、かつ、広さ 1.9 m ² 以上とする。 | 必須 ※1 | 選択 | 選択 | 選択 | | | | |
| | | 内法で短辺 1,400mm 以上、かつ、広さ 2.5 m ² 以上とする。 | 選択 | - | - | - | | | | |
| | | (6) 利便性の配慮及び火傷防止 | | | | | | | | |
| | | 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | | |
| | | カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | | |
| | | (7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----|----|----|----|--|--|--|--|
| | | (5) 広さの確保 | | | | | | | | |
| | | 内法で短辺 1,200mm 以上、かつ、広さ 1.9 m ² 以上とする。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | | | |
| | | 内法で短辺 1,400mm 以上、かつ、広さ 2.5 m ² 以上とする。 | 選択 | - | - | - | | | | |
| | | (6) 利便性の配慮及び火傷防止 | | | | | | | | |
| | | 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | | |
| | | カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | | |
| | | (7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | | |

項目 4 (現行のとおり)

項目 4 (略)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | | |
|----|----|--|----|------|----|-------|----|--|
| | | 新築 | 既存 | 新築 | 既存 | 新築 | 既存 | |
| | | | 改修 | | 改修 | | 改修 | |
| 5 | 台所 | (1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子と一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10 m ² 以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | タッチレス水栓とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | | |
|----|----|--|----|------|----|-------|----|--|
| | | 新築 | 既存 | 新築 | 既存 | 新築 | 既存 | |
| | | | 改修 | | 改修 | | 改修 | |
| 5 | 台所 | (1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子と一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10 m ² 以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | タッチレス水栓とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

(案)

| | | | | | | | |
|--|---|----|----|----|----|----|----|
| | (4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

| | | | | | | | |
|--|---|----|----|----|----|----|----|
| | (4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

項目 6 から項目 12 まで (現行のとおり)

※ 1 内法で短辺 1,400mm 以上、かつ、広さ 2.5 m²以上とする場合、該当する部分はないものとする。

別表 3 - 1 (現行のとおり)

項目 6 から項目 12 まで (略)

別表 3 - 1 (略)

(案)

別表3-2
項目1 (現行のとおり)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | |
|-------------|--|--------|----------|------|----------|-------|----------|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 |
| 2 エレベーター | 地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かが内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。 (4) かが内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーにホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。 (5) かが内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。 | | 選択 | | 選択 | | |
| | (7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

項目3から項目8まで (現行のとおり)

別表4から別表7まで (現行のとおり)

別表3-2
項目1 (略)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | |
|-------------|--|--------|----------|------|----------|-------|----------|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 |
| 2 エレベーター | 地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かが内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。 (4) かが内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーにホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。 (5) かが内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

項目3から項目8まで (略)

別表4から別表7まで (略)

別表8-1
項目1 (現行のとおり)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | |
|----|---|--------|----------|------|----------|-------|----------|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 |
| 2 | 転落防止・落下物による危険防止 (1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段（開放されている側に限る） (ア) 原則床面（階段にあっては踏面の先端）から1,100mm以上（1,200mm推奨）に達するよう設けられていること。 (イ) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 イ 転落防止のための手すりの手すり子や手すり ^ア と床の隙間等で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm（90mm推奨）以下であること。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| 3 | シックハウス対策 各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、JIS（日本産業規格）又はJAS（日本農林規格）のF☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）とする。 | 必須 | ※1 | 必須 | ※1 | 必須 | ※1 |
| 4 | 防犯対策 住宅内に不審者の侵入などを防ぐため、次に掲げる基準に適合させること。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |

別表8-1
項目1 (略)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | |
|----|---|--------|----------|------|----------|-------|----------|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 |
| 2 | 転落防止・落下物による危険防止 (1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段（開放されている側に限る） (ア) 原則床面（階段にあっては踏面の先端）から1,100mm以上（1,200mm推奨）に達するよう設けられていること。 (イ) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm（90mm推奨）以下であること。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| 3 | シックハウス対策 各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、JIS（日本産業規格）又はJAS（日本農林規格）のF☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）とする。 | 必須 | ※1 | 必須 | ※1 | 必須 | ※1 |
| 4 | 防犯対策 住宅内に不審者の侵入などを防ぐため、次に掲げる基準に適合させること。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |

(案)

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | (1) 防犯対策用の鍵を使用する。 | | | | | |
| | | (2) 玄関の外側に室内との通話機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。なお、設置にあたっては、リビングなどに対応用のインターホンを設置することが望ましい。 | | | | | |
| | | (3) 住宅の窓のうち侵入が想定されるものは、避難計画上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、 <u>鍵付</u> クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。 | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | (1) 防犯対策用の鍵を使用する。 | | | | | |
| | | (2) 玄関の外側に室内との通話機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。なお、設置にあたっては、リビングなどに対応用のインターホンを設置することが望ましい。 | | | | | |
| | | (3) 住宅の窓のうち侵入が想定されるものは、避難計画上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、 <u>鍵付</u> クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。 | | | | | |

項目 5 から項目 8 まで (現行のとおり)

別表 8 - 2

項目 1 及び項目 2 (現行のとおり)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | | |
|------------------|---|--|----------|------|----------|-------|----------|--|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | |
| 3 浴室 | (1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上 1,400 mm 以上の高さに設置する。また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | |
| | (2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | | |
| | (3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | |
| | (4) 呼び出しチャイムの設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイムを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | |
| | (5) 広さの確保 | 内法で短辺 1,300mm 以上、かつ、広さ 2.0 m ² 以上とする。 | 必須 ※1 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | 内法で短辺 1,400mm 以上、かつ、広さ 2.5 m ² 以上とする。 | 選択 | - | - | - | | |
| (6) 利便性の配慮及び火傷防止 | | | | | | | | |

項目 5 から項目 8 まで (略)

別表 8 - 2

項目 1 及び項目 2 (略)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | | |
|------------------|---|--|----------|------|----------|-------|----------|--|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | |
| 3 浴室 | (1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上 1,400 mm 以上の高さに設置する。また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | |
| | (2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | | |
| | (3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | |
| | (4) 呼び出しチャイムの設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイムを設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | |
| | (5) 広さの確保 | 内法で短辺 1,300mm 以上、かつ、広さ 2.0 m ² 以上とする。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | 内法で短辺 1,400mm 以上、かつ、広さ 2.5 m ² 以上とする。 | 選択 | - | - | - | | |
| (6) 利便性の配慮及び火傷防止 | | | | | | | | |

(案)

| | | | | | | | |
|--|---|----|----|----|----|--|--|
| | 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

| | | | | | | | |
|--|---|----|----|----|----|--|--|
| | 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

項目 4 (現行のとおり)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | | |
|----|----------------------------|---|----------|------|----------|-------|----------|----|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | |
| 5 | 台所 | (1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | タッチレス水栓とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものがある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | |

項目 4 (略)

| 項目 | 基準 | アドバンスト | | セレクト | | セーフティ | | |
|----|----------------------------|---|----------|------|----------|-------|----------|----|
| | | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | 新築 | 既存 改修 | |
| 5 | 台所 | (1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | タッチレス水栓とする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものがある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | | (5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | | |

(案)

| | | | | | | | |
|--|---|----|----|----|----|--|--|
| | (6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (8) 家事動線の効率性 以下の例を参考に家事動線の効率性を考慮した間取りとする。 ・キッチンと洗濯スペース（洗濯機置場）は近接させ、調理しながら洗濯しやすい家事動線とするとともに、キッチンと洗面所等の水回りは短い動線で行えるようにする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

| | | | | | | | |
|--|---|----|----|----|----|--|--|
| | (6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。 | 必須 | 選択 | 選択 | 選択 | | |
| | (8) 家事動線の効率性 以下の例を参考に家事動線の効率性を考慮した間取りとする。 ・キッチンと洗濯スペース（洗濯機置場）は近接させ、調理しながら洗濯しやすい家事動線とするとともに、キッチンと洗面所等の水回りは短い動線で行えるようにする。 | 選択 | 選択 | 選択 | 選択 | | |

項目 6 から項目 12 まで (現行のとおり)

※ 1 内法で短辺 1,400mm 以上、かつ、広さ 2.5 m²以上とする場合、該当する部分はないものとする。

別表 9 から別表 11 まで (現行のとおり)

項目 6 から項目 12 まで (略)

別表 9 から別表 11 まで (略)